

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第11条中「平成72年1月2日」を「令和42年1月14日」に改める。

別紙 1 - 1 から別紙 1 - 3 を次のとおり改める。

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

1,417 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,606 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(債務引受額 1,599 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 年月日				
一般国道28号(本 州四国連絡道路 (神戸・鳴門ルー ト))	兵庫県洲本 市	市道中川原 インター東 線・同西線	兵庫県洲本 市	立体接続	平成25年7月1日	平成30年2月17日 (供用開始) 平成31年2月18日 (残事業完成)	1,417百万円	1,599百万円	—	本線 直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3,160 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29年 9月 1日

②工事の完成予定年月日 令和 7年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,687 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))

(淡路ハイウェイオアシススマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))

(2) 工事の箇所

兵庫県淡路市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)市道淡路スマートインター線	兵庫県淡路市	立体接続	(仮称)淡路ハイウェイオアシス スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 31年 4月 15日

②工事の完成予定年月日 令和 2年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	8,767 百万円
H 2 6	11,343 百万円
H 2 7	12,181 百万円
H 2 8	6,958 百万円
H 2 9	8,621 百万円
H 3 0	9,152 百万円
R 1	19,305 百万円
R 2	16,219 百万円
R 3	20,387 百万円
R 4	10,466 百万円
R 5	9,361 百万円
R 6	9,277 百万円
R 7	8,875 百万円
R 8	8,764 百万円
R 9	7,393 百万円
R 1 0	7,335 百万円
R 1 1	7,068 百万円
R 1 2	7,210 百万円
R 1 3	7,017 百万円
R 1 4	7,076 百万円
R 1 5	7,012 百万円
R 1 6	6,881 百万円
R 1 7	6,804 百万円
R 1 8	6,649 百万円
R 1 9	6,460 百万円
R 2 0	6,630 百万円
R 2 1	6,478 百万円
R 2 2	6,881 百万円
R 2 3	6,848 百万円
R 2 4	6,791 百万円
R 2 5	6,420 百万円
R 2 6	6,680 百万円
R 2 7	6,305 百万円
R 2 8	6,400 百万円
R 2 9	6,615 百万円
R 3 0	6,867 百万円
R 3 1	6,582 百万円
R 3 2	6,679 百万円
R 3 3	7,281 百万円
R 3 4	7,540 百万円
R 3 5	7,744 百万円
R 3 6	7,491 百万円
R 3 7	7,678 百万円
R 3 8	7,570 百万円
R 3 9	7,448 百万円
R 4 0	7,272 百万円
R 4 1	5,943 百万円

(注1) 平成18年度から平成30年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	12,595 百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	12 百万円
R 1	25 百万円
R 2	26 百万円
R 3	204 百万円
R 4	408 百万円
R 5	538 百万円
R 6	359 百万円
R 7	0 百万円
R 8	0 百万円
R 9	0 百万円
R 1 0	0 百万円
R 1 1	0 百万円
R 1 2	0 百万円
R 1 3	0 百万円
R 1 4	0 百万円
R 1 5	0 百万円
R 1 6	0 百万円
R 1 7	0 百万円
R 1 8	0 百万円
R 1 9	0 百万円
R 2 0	0 百万円
R 2 1	0 百万円
R 2 2	0 百万円
R 2 3	0 百万円
R 2 4	0 百万円
R 2 5	0 百万円
R 2 6	0 百万円
R 2 7	0 百万円
R 2 8	0 百万円
R 2 9	0 百万円
R 3 0	0 百万円
R 3 1	0 百万円
R 3 2	0 百万円
R 3 3	0 百万円
R 3 4	0 百万円
R 3 5	0 百万円
R 3 6	0 百万円
R 3 7	0 百万円
R 3 8	0 百万円
R 3 9	0 百万円
R 4 0	0 百万円
R 4 1	0 百万円

(注1) 平成29年度から平成30年度までは実績値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

別紙6

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり 面構築物等分	うち橋梁・トンネル 等分
H18	(58,545 百万円) 60,704 百万円	(2,489 百万円) 2,597 百万円	(47,289 百万円) 49,340 百万円	(4,629 百万円) 4,830 百万円	(42,660 百万円) 44,510 百万円
H19	(57,759 百万円) 60,308 百万円	(2,450 百万円) 2,577 百万円	(46,542 百万円) 48,964 百万円	(4,556 百万円) 4,793 百万円	(41,986 百万円) 44,171 百万円
H20	(54,980 百万円) 56,415 百万円	(2,311 百万円) 2,382 百万円	(43,902 百万円) 45,266 百万円	(4,298 百万円) 4,431 百万円	(39,604 百万円) 40,835 百万円
H21	(37,795 百万円) 37,631 百万円	(1,451 百万円) 1,443 百万円	(27,577 百万円) 27,421 百万円	(2,700 百万円) 2,685 百万円	(24,877 百万円) 24,736 百万円
H22	(37,196 百万円) 38,520 百万円	(1,421 百万円) 1,473 百万円	(27,008 百万円) 27,978 百万円	(2,644 百万円) 2,739 百万円	(24,364 百万円) 25,239 百万円
H23	(37,523 百万円) 45,129 百万円	(1,572 百万円) 1,990 百万円	(27,087 百万円) 34,275 百万円	(2,093 百万円) 2,649 百万円	(24,994 百万円) 31,626 百万円
H24	(40,644 百万円) 48,011 百万円	(1,777 百万円) 2,181 百万円	(30,655 百万円) 37,618 百万円	(2,367 百万円) 2,904 百万円	(28,288 百万円) 34,714 百万円
H25	(39,461 百万円) 48,943 百万円	(1,712 百万円) 2,232 百万円	(29,537 百万円) 38,499 百万円	(2,280 百万円) 2,972 百万円	(27,257 百万円) 35,527 百万円
H26	(46,375 百万円) 47,677 百万円	(2,073 百万円) 2,144 百万円	(35,812 百万円) 37,043 百万円	(2,762 百万円) 2,857 百万円	(33,050 百万円) 34,186 百万円
H27	(44,210 百万円) 49,086 百万円	(1,954 百万円) 2,218 百万円	(33,734 百万円) 38,346 百万円	(2,594 百万円) 2,946 百万円	(31,140 百万円) 35,400 百万円
H28	(44,264 百万円) 48,948 百万円	(1,957 百万円) 2,209 百万円	(33,841 百万円) 38,219 百万円	(2,600 百万円) 2,934 百万円	(31,241 百万円) 35,285 百万円
H29	(43,834 百万円) 49,927 百万円	(1,917 百万円) 2,254 百万円	(33,171 百万円) 38,927 百万円	(2,546 百万円) 2,988 百万円	(30,625 百万円) 35,939 百万円
H30	(45,753 百万円) 50,104 百万円	(2,025 百万円) 2,263 百万円	(34,967 百万円) 39,161 百万円	(2,684 百万円) 3,000 百万円	(32,283 百万円) 36,161 百万円
R1	45,167 百万円	1,993 百万円	34,494 百万円	2,643 百万円	31,851 百万円
R2	40,096 百万円	1,716 百万円	29,700 百万円	2,275 百万円	27,425 百万円
R3	39,388 百万円	1,677 百万円	29,031 百万円	2,224 百万円	26,807 百万円
R4	37,870 百万円	1,594 百万円	27,596 百万円	2,114 百万円	25,482 百万円
R5	37,011 百万円	1,547 百万円	26,784 百万円	2,052 百万円	24,732 百万円
R6	56,681 百万円	2,622 百万円	45,379 百万円	3,476 百万円	41,903 百万円
R7	56,079 百万円	2,589 百万円	44,810 百万円	3,433 百万円	41,377 百万円
R8	55,419 百万円	2,553 百万円	44,186 百万円	3,385 百万円	40,801 百万円
R9	55,017 百万円	2,531 百万円	43,806 百万円	3,356 百万円	40,450 百万円
R10	53,993 百万円	2,475 百万円	42,838 百万円	3,282 百万円	39,556 百万円
R11	53,375 百万円	2,441 百万円	42,254 百万円	3,237 百万円	39,017 百万円
R12	52,661 百万円	2,402 百万円	41,579 百万円	3,185 百万円	38,394 百万円
R13	51,940 百万円	2,363 百万円	40,897 百万円	3,133 百万円	37,764 百万円
R14	51,105 百万円	2,317 百万円	40,108 百万円	3,073 百万円	37,035 百万円
R15	50,414 百万円	2,279 百万円	39,455 百万円	3,023 百万円	36,432 百万円
R16	49,536 百万円	2,232 百万円	38,624 百万円	2,959 百万円	35,665 百万円
R17	49,082 百万円	2,207 百万円	38,195 百万円	2,926 百万円	35,269 百万円
R18	48,301 百万円	2,164 百万円	37,457 百万円	2,869 百万円	34,588 百万円
R19	47,559 百万円	2,124 百万円	36,755 百万円	2,816 百万円	33,939 百万円
R20	46,759 百万円	2,080 百万円	35,999 百万円	2,758 百万円	33,241 百万円
R21	46,421 百万円	2,061 百万円	35,680 百万円	2,733 百万円	32,947 百万円
R22	45,401 百万円	2,006 百万円	34,715 百万円	2,659 百万円	32,056 百万円
R23	44,867 百万円	1,977 百万円	34,210 百万円	2,621 百万円	31,589 百万円
R24	44,417 百万円	1,952 百万円	33,785 百万円	2,588 百万円	31,197 百万円
R25	44,140 百万円	1,937 百万円	33,523 百万円	2,568 百万円	30,955 百万円
R26	43,458 百万円	1,900 百万円	32,878 百万円	2,519 百万円	30,359 百万円
R27	42,831 百万円	1,865 百万円	32,286 百万円	2,473 百万円	29,813 百万円
R28	42,430 百万円	1,843 百万円	31,907 百万円	2,444 百万円	29,463 百万円
R29	42,109 百万円	1,826 百万円	31,603 百万円	2,421 百万円	29,182 百万円
R30	41,535 百万円	1,795 百万円	31,060 百万円	2,379 百万円	28,681 百万円
R31	40,638 百万円	1,746 百万円	30,212 百万円	2,315 百万円	27,897 百万円
R32	40,256 百万円	1,725 百万円	29,851 百万円	2,287 百万円	27,564 百万円
R33	39,985 百万円	1,710 百万円	29,595 百万円	2,267 百万円	27,328 百万円
R34	39,201 百万円	1,667 百万円	28,854 百万円	2,210 百万円	26,644 百万円
R35	38,577 百万円	1,633 百万円	28,264 百万円	2,165 百万円	26,099 百万円
R36	37,958 百万円	1,599 百万円	27,679 百万円	2,120 百万円	25,559 百万円
R37	37,488 百万円	1,573 百万円	27,235 百万円	2,086 百万円	25,149 百万円
R38	36,727 百万円	1,532 百万円	26,515 百万円	2,031 百万円	24,484 百万円
R39	36,122 百万円	1,499 百万円	25,943 百万円	1,987 百万円	23,956 百万円
R40	35,516 百万円	1,466 百万円	25,370 百万円	1,944 百万円	23,426 百万円
R41	20,433 百万円	742 百万円	12,838 百万円	984 百万円	11,854 百万円

(注1)平成18年度から平成30年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(75,422 百万円) 78,335 百万円
H19	(75,021 百万円) 78,320 百万円
H20	(72,084 百万円) 74,240 百万円
H21	(54,982 百万円) 54,268 百万円
H22	(54,506 百万円) 56,375 百万円
H23	(53,810 百万円) 61,954 百万円
H24	(56,893 百万円) 64,828 百万円
H25	(55,949 百万円) 65,990 百万円
H26	(62,880 百万円) 64,811 百万円
H27	(61,476 百万円) 66,967 百万円
H28	(62,345 百万円) 67,652 百万円
H29	(61,974 百万円) 68,686 百万円
H30	(64,069 百万円) 69,060 百万円
R1	63,889 百万円
R2	58,938 百万円
R3	57,536 百万円
R4	56,167 百万円
R5	54,980 百万円
R6	74,379 百万円
R7	73,593 百万円
R8	72,802 百万円
R9	72,222 百万円
R10	71,249 百万円
R11	70,540 百万円
R12	69,790 百万円
R13	69,227 百万円
R14	68,302 百万円
R15	67,574 百万円
R16	66,844 百万円
R17	66,312 百万円
R18	65,473 百万円
R19	64,768 百万円
R20	64,079 百万円
R21	63,570 百万円
R22	62,711 百万円
R23	62,042 百万円
R24	61,424 百万円
R25	60,938 百万円
R26	60,129 百万円
R27	59,490 百万円
R28	58,856 百万円
R29	58,429 百万円
R30	57,648 百万円
R31	57,026 百万円
R32	56,418 百万円
R33	56,083 百万円
R34	55,444 百万円
R35	54,965 百万円
R36	54,490 百万円
R37	54,164 百万円
R38	53,548 百万円
R39	53,087 百万円
R40	52,626 百万円
R41	41,305 百万円

(注1) 平成18年度から平成30年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

2（2）中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

2（3）中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

2（4）チ（イ）中「平成31年5月10日」を「令和元年5月10日」に、「平成31年8月5日」を「令和元年8月5日」に、「平成31年8月16日」を「令和元年8月16日」に、「平成31年12月30日」を「令和元年12月30日」に、「平成32年1月10日」を「令和2年1月10日」に、「平成32年4月27日」を「令和2年4月27日」に、「平成32年5月8日」を「令和2年5月8日」に改める。

2（4）チ（ハ）中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

2（4）リ（ハ）中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

4中「平成72年1月2日」を「令和42年1月14日」に改める。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメートル	8,884 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメートル	11,597 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	4,768 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	5,068百万円
R 2	2,219百万円
R 3	2,191百万円
R 4	2,207百万円
R 5	2,173百万円
R 6	2,263百万円
R 7	2,189百万円
R 8	2,254百万円
R 9	2,239百万円
R 1 0	2,133百万円
R 1 1	2,193百万円

(注1) 平成27年度から平成30年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和元年 9月20日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 酒井 孝志